

狭山商工会議所優良従業員永年勤続表彰実施案内

狭山商工会議所では、下記要領に基づき優良従業員永年勤続表彰を実施いたします。

つきましては、永年勤続表彰実施要領並びに申込書を送付させていただきますので、該当者がいらっしゃる場合、別紙申込書によりお申込みいただきますようご案内いたします。

令和4年度狭山商工会議所優良従業員永年勤続表彰実施要領

1. 市内の事業所に永年にわたり精勤され、他の従業員の模範として商工業の発展と向上に寄与された方々の労をねぎらい、さらに従業員の勤労意欲と定着性の増進を図ることを目的とする。
2. 表彰に該当するものは、次のとおりとする。
 - (1) 狭山商工会議所の会員事業所の従業員であること。
 - (2) 同一事業所に引き続き10年以上勤務している従業員であること。但し、事業所の役員等は該当しない。
 - (3) 令和4年度中（令和4年4月1日から令和5年3月31日）を以って、下記表彰種別に該当し、事業所の推薦を受けた従業員であること。但し、過去において同一表彰種別で表彰を受けたものは該当しない。

表彰種別	勤続年数
10年表彰	令和4年度中を以って満10年以上の従業員
20年表彰	〃 20年以上 〃
30年表彰	〃 30年以上 〃
特別表彰	〃 40年以上 〃

3. 被表彰者の決定は、正副会頭及び専務理事が合議し決定する。
4. 表彰は狭山商工会議所会頭が行うものとする。但し、10年表彰及び20年表彰については、希望により事業所の代表者との連名による表彰を行う。
なお、30年表彰及び特別表彰については、日本商工会議所会頭と狭山商工会議所会頭の連名により表彰を行う。※表彰日については、例年勤労感謝の日で作成しております。
5. 表彰状及び記念品の授与は、各事業所において当該事業所の代表者が行う。なお、表彰状及び記念品は、申込み締切日から1ヶ月半を目処に当商工会議所が準備するものとする。
6. 各事業所の代表者は、表彰該当者を次ページ推薦書により当商工会議所に申し込むものとし、被表彰者1名につき下記負担金を併せて納入するものとする。
 - (1) 10年表彰 4,000円
 - (2) 20年表彰 6,000円
 - (3) 30年表彰 8,000円
 - (4) 特別表彰 11,000円※賞状額を希望される場合、上記金額に1,000円を付加するものとする。
7. 申し込みの期限は、令和4年9月30日（金）までとする。
8. この要領に定めのない事項は、会頭が別に定める。